

平成17年度

地域医療等社会的ニーズに対応した
医療人教育支援プログラム

公募要領

平成17年6月
文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	
(1)	背景	1
(2)	目的	1
2	事業の概要	
(1)	募集の対象	1
(2)	申請区分等	1
3	選定方法等	2
4	申請に当たっての留意事項	
(1)	申請書・申請者	2
(2)	申請手続	2
(3)	その他	3
5	公表等	3
6	その他の留意事項	
(1)	選定結果の通知	3
(2)	経費措置	3
(3)	別紙「平成17年度募集テーマ等」における事業規模	4
(4)	申請の条件等	4
7	問い合わせ先・スケジュール	
(1)	問い合わせ先	4
(2)	スケジュール	4
	(別添1)「平成17年度地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム審査要項」	
	(別添2)「平成17年度地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム申請書作成・記入要領」	
	(別添3)「平成17年度地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム申請書(様式)」	

1 事業の背景・目的

(1) 背景

へき地を含む地域における医療提供体制の確保や患者中心の医療の実現が求められる中、医師をはじめとする医療人にかかる臨床教育の中心的機関である大学病院が、地域医療等社会のニーズに対応して、その使命・役割を十分に果たすためには、教育機能の一層の強化を図り、へき地を含む地域医療を担う医療人や患者本位の全人的医療を実現できる医療人の養成に取り組む必要があります。

(2) 目的

「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」は、地域医療等社会的ニーズに対応したテーマ設定を行い、大学病院を置く国公立大学から申請された取組の中から、特色ある優れたものを選定し、当該取組へ重点的な財政支援を行うことにより、大学病院の教育の活性化を促進するとともに、地域における医師をはじめとする医療人の確保など地域医療への貢献等に資することを目的とするものです。

2 事業の概要

(1) 募集の対象

今年度は以下のテーマを設定しており、それぞれのテーマに応じて、大学としてのビジョンを踏まえ、学長及び病院長を中心とするマネジメント体制の下に、国公立大学の大学病院が計画している教育プログラムを募集の対象とします。

- 〔テーマ名〕
- 1 「へき地を含む地域医療を担う医療人養成」
 - 2 「全人的医療を実現できる医師・歯科医師の養成」

募集内容等の詳細については、別紙「平成17年度募集テーマ等」を参照してください。
また、どちらかのテーマを必ず選択して応募してください。

(2) 申請区分等

申請区分は、次のとおりです。

- 1 単独教育プログラム：申請する大学が単独で行う教育プログラム
- 2 共同教育プログラム：申請する大学が他の大学等と共同して行う教育プログラム

共同教育プログラムについては、教育プログラムの主体となる大学病院を置く大学(以下「申請担当大学」という。)が代表して申請することとします。

共同教育プログラムについては、大学病院を置かない大学の学部等や短期大学の学科等と共同することも可能ですが、申請については、申請担当大学からとなります。

申請可能件数は、単独教育プログラム、共同教育プログラムを問わず、大学病院を置く大学から1件です。(複数の大学病院を置く大学についても1件となります。)なお、大学病院を置く大学が、共同教育プログラムに申請担当大学以外で参画する場合は、申請可能件数には含みません。

単独教育プログラム又は共同教育プログラムのいずれにおいても、自治体や地域の医療機関等と連携・協力して実施する場合があります。(こうした連携・協力関係があることをもって共同教育プログラムとして区分されるものではありません。)

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」など大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他の事業で選定された教育プログラムと同一又は類似の教育プログラムについては、申請することができません。

3 選定方法等

選定は、有識者や専門家で構成される「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム選定委員会」において行われます。

選定方法等の概要は、別添1「平成17年度地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム審査要項」を参照してください。

4 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書・申請者

別添2「平成17年度地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム申請書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長から文部科学大臣あてに申請してください。

なお、申請書は記載もれの事項がないよう十分留意してください。記載もれ等があった場合、選定対象とされないこともあります。

(2) 申請手続

持参の場合は、申請書を、平成17年7月19日(火)～22日(金)(午前10時から正午、午後1時から午後5時まで。)の期間内に提出してください。

郵送等の場合は配達が可能である方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送し、平成17年7月19日(火)～22日(金)の期間内に必着するようにしてください。

提出部数等

「平成17年度地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム申請書」40部

持参先

東京都千代田区丸の内2-6-1
古河総合ビル6F F3会議室

郵送先

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 文部科学省高等教育局内
地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム選定委員会事務局
電話：03-5253-4111 内線(2578)

封筒等の表に、テーマ名を朱書きで記載してください。

宅配先 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-6-1 古河総合ビル6F F3会議室
地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム選定委員会事務局
電話：03-5253-4111 内線（2578）

封筒等の表に、テーマ名を朱書きで記載してください。

(3) その他

提出された申請書の差し替えや訂正は認めません。また、提出された申請書に不備がある場合、選定対象とされないことがあります。

提出された申請書は返還しませんので、控えを保管するようにしてください。

5 公表等

募集締切後、申請大学名及び教育プログラム名を公表する予定です。また、選定された教育プログラムについては、内容についても公表する予定です。

文部科学省では、選定された教育プログラムに係る事例集等の作成やフォーラムの開催を行う場合があります。その際には、選定された各大学に御協力いただくこととしますので、あらかじめ御了承ください。なお、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

選定された大学は、本事業の趣旨・目的を踏まえ、教育プログラムの内容、経過、成果等を、自らホームページ等を活用するなどして積極的に公表し、他の大学等や学生を含め広く社会へ情報提供していただくこととします。

6 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

申請のあった大学には、学長あてに選定結果を通知します（9月上旬頃予定）。

(2) 経費措置

選定された教育プログラムに対して、国公私を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しております（私立とは設置者が学校法人のものに限ります）。

但し、選定された教育プログラムが、「大学改革推進等補助金」により文部科学省が行っている他の事業又は他の補助金等による経費措置（以下「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業の経費措置を受けることはできません。

申請に当たっては、申請する教育プログラムが他の経費措置を受けていないか、他の経費措置を受けて行っている教育・研究事業等との区分など十分整理した上で、申請書を作成してください。

(3) 別紙「平成17年度募集テーマ等」における事業規模

申請に当たっては、補助事業上限額の範囲内で申請書を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額は、その他の経費により各大学が負担することになります。

経費の範囲等補助金の概要については、文部科学省ホームページに掲載しております。

(4) 申請の条件等

本プログラムの目的や募集テーマ等に鑑み、医学部を置く大学については、以下の要件を満たす大学が申請できるものとします。

医学部においてaの要件を満たしているとともに、大学病院(本院)において、b、c、dのいずれかの要件を満たしていること。

- a 医学部において、医学教育モデルコアカリキュラムを導入又は導入予定であること。
- b 全人的医療を行う総合診療科(部)等を設置していること。
- c 地域医療連携室など地域医療機関からの患者紹介等の窓口を設置していること。
- d 平成16年度の患者紹介率(医療法上)が30%を越えていること。

7 問い合わせ先・スケジュール

(1) 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文部科学省高等教育課 医学教育課 大学病院支援室(文部科学省6F)
電話：03-5253-4111 内線(2578)
FAX：03-6734-3390
E-mail：kawanohi@mext.go.jp

(2) スケジュール

申請書の提出期間
平成17年7月19日(火)～22日(金)(必着)

選定結果の通知(予定)
平成17年9月上旬頃

平成17年度募集テーマ等

テーマ名	へき地を含む地域医療を担う医療人養成
背景	へき地を含む地域における医師不足は、深刻な社会問題となっていることから、平成16年2月、厚生労働省、総務省、文部科学省の3省において、「へき地を含む地域における医師の確保等の推進について」を取りまとめた。この中では、大学病院による地域医療への支援や医師養成課程における地域医療に関する教育の充実に取り組むこととされている。
内容	大学病院の臨床教育機能を活用して、医療提供体制の確保が必要なへき地を含む地域の医療に従事する人材の養成を目的とした次の各段階の教育プログラム 卒前教育 卒後臨床研修 専門医養成 生涯教育 【注】1 新たに開発・展開を図る教育プログラムであること 2 、 、 の各段階を包括する教育プログラムも可 3 については、新たにへき地を含む地域での医療活動を志す医療人のための再教育等の教育プログラムを想定している。(現に地域医療に従事している医療人への医療技術講習等はテーマの趣旨に沿わない)
取組の対象とする医療人	医師、歯科医師、コメディカル
プログラム例	<ul style="list-style-type: none"> ・総合診療部における6年間一貫の地域医療教育プログラムの開発・展開 ・地域医療人育成のための、長期療養型病院、診療所と連携した教育プログラムの開発・展開 ・地域における病診連携を支えるチーム医療教育プログラムの開発・展開 ・地域のニーズに応じた専門診療分野への変更を目的とした再教育プログラムの開発・展開 ・救急部によるへき地医療に求められる救命救急の実践教育プログラムの展開
選定予定件数	15件程度 【注】1 「内容」の 、 、 の取組について、8割以上を選定 2 申請の状況等により調整を行う場合がある
対象	大学病院を置く大学：大学病院を主体として行う教育プログラム 【注】学部等の参画は可
事業規模	補助事業上限額：60,000千円以内/年 補助金基準額：40,000千円以内/年
財政支援期間	3年間(予定)

テーマ名	全人的医療を実現できる医師・歯科医師の養成
背景	近年、患者中心の医療の実現が強く求められ、卒前教育では全人的な診療能力育成のためにクリニカル・クラークシップを導入し、さらに卒後においては、平成16年度から総合的な診療能力の修得を目的として、新医師臨床研修制度が導入された。(歯科医師臨床研修については、平成18年度から必修化)
内容	大学病院の臨床教育機能を活用して、疾病のみならず、社会面、経済面、心理面等から患者を取り巻く環境を幅広くとらえた医療を行うに必要な診療能力を有する医師・歯科医師養成を目的とした次の各段階の教育プログラム 卒前教育 卒後臨床研修 専門医養成 【注】1 新たに開発・展開を図る教育プログラムであること 2 、 、 の各段階を包括する教育プログラムも可
取組の対象とする医療人	医師、歯科医師
プログラム例	・総合診療部における基本的臨床能力向上のための実践的卒前臨床実習の開発・展開 ・基本的臨床能力の評価システムの開発・展開 ・プライマリケアを担える専門医養成を目的とした教育プログラムの開発・展開 ・卒後臨床研修センターによる、臨床研修を視野に入れた臨床能力基盤育成プログラムの開発・展開
選定予定件数	5件程度 【注】申請の状況等により調整を行う場合がある
対象	医学部又は歯学部を置く大学：大学病院を主体として行う教育プログラム 【注】学部等の参画は可
事業規模	補助事業上限額：45,000千円以内/年 補助金基準額：30,000千円以内/年
財政支援期間	3年間(予定)